随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(市民人権局分)(令和7年2月分)

旭	意契約(こ	フロボー	ザル等を除く)一覧表(市	ī民人権局分)(令和	17年2月分))			別紙3
No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	戸籍住民課	228-7739	マイナンバーカード対応に係る端末等増設機器設定業務	富士フイルムシステム サービス株式会社 公共 事業本部 関西支店	1,617,000	R7.2.19	本業務は、住民基本台帳ネットワークシステム端末及び市民課事務総合システム端末を増設し、市民課窓口業務で利用できるようにすることを目的としている。当該目的を達成しつつ、端末で利用するシステムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、現在稼働中のシステム(以下、「当該システム」と言う。)の仕様や設定・ネットワークの構成等について詳細な知識や技術が必須であり、当該システムを構築したもの以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しないものが本業務を履行すると、重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、窓口に来られる市民の方だけでなく、当該システムと連携しているシステムを利用するすべての課、都道府県及び国に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本業務を適正に履行できるものは、当該システムについての詳細な知識等を有し、当該システムを構築した富士フイルムシステムサービス株式会社以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
2									
3									
4									
5									